

外出外泊計画の中で、医学的管理下により行い、終了時には、当該外泊に係る評価を十分に行う。

外泊の実施に際しては、地域の社会復帰調整官及び精神保健福祉関係者との連絡を密接にとるとともに、必要に応じて、地域の社会復帰調整官と相談しつつ、当該地の指定通院医療機関等との関係構築にも配慮する。